

## 保証期間延長瑕疵保証責任保険（保険期間 10 年）普通保険約款

（保険金を支払う場合）

第 1 条 住宅保証機構株式会社（以下「当会社」といいます。）は、この約款に従い、保険証券記載の住宅（以下「保険付保住宅」といいます。）の基本構造部分の瑕疵（保険付保住宅の保険加入時点における瑕疵をいいます。）に起因して、保険付保住宅が基本構造部分の基本的な耐力性能または防水性能を満たさない場合（以下「保険事故」といいます。）、被保険者が住宅所有者に対し保証責任を負担することによって生じる損害（以下「損害」といいます。）について保険金を支払います。

2 前項の規定にかかわらず、当会社は、保険付保住宅に保険事故が発生し、被保険者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお保証責任を履行できず、住宅所有者から保険金請求を受けた場合において、被保険者が保証責任を履行すべきであった住宅所有者の損害の範囲において、この約款の規定にしたがい住宅所有者に対し、保険金を支払います。この場合、当会社は、この約款に基づき被保険者に対して保証責任を填補したものとみなします。

（用語の定義）

第 2 条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 基本構造部分

構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分をいいます。

(2) 構造耐力上主要な部分

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）（以下「住宅品確法施行令」といいます。）第 5 条第 1 項に規定する次に掲げる住宅の各部分で、保険付保住宅の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧もしくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるものをいいます。

①基礎

②基礎ぐい

③壁

④柱

⑤小屋組

⑥土台

⑦斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいいます。）

⑧床版

⑨屋根版または横架材（はり、けたその他これらに類するものをいいます。）

(3) 雨水の浸入を防止する部分

住宅品確法施行令第 5 条第 2 項に規定する次に掲げる住宅の部分を行います。

①住宅の屋根もしくは外壁またはこれらの開口部に設ける戸、わくその他建具

②雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根もしくは外壁の内部または屋内にある部分

(4) 瑕疵

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 2 条第 5 項に規定する瑕疵をいいます。

(5) 保証責任

被保険者が当会社所定の保証書による住宅所有者との約定に基づき、保険付保住宅

の瑕疵により住宅取得者に生じた損害に対し負担する、民法(明治29年法律第89号)第415条、第541条及び第542条並びに同法第562条及び第563条に規定する担保の責任(同法第559条により準用されるものを含む。)と同等の責任をいいます。

(6) 保険開始日

被保険者が住宅所有者に保証責任の開始を約定する日で、保険証券に記載された日をいいます。

(7) 住宅所有者

保険付保住宅を所有する者で、保険証券記載の者をいいます。

(8) 調査費用

保険事故が発生したことにより保険付保住宅の補修が必要となる場合において、補修が必要な範囲、補修の方法または補修の金額を確定するための調査費用(瑕疵の存在の有無を調査するための費用を除きます。)をいいます。

(9) 仮住居・移転費用

保険事故が発生したことにより保険付保住宅の補修を行う際に、居住者の移転が必要な場合において、保険付保住宅の補修期間中における保険付保住宅の居住者の仮住居費用および移転費用をいいます。

(10) 重複保険契約

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約をいいます。

(11) 倒産等

被保険者が次のいずれかに当てはまる状態をいいます。

①破産手続開始の決定があった場合、または破産手続開始の申立てにより事業を停止する等保証責任を履行する能力を喪失していると認められる場合

②更生手続開始の申立てまたは再生手続開始の申立てを行った場合において、事業を停止する等保証責任を履行する能力を喪失していると認められる場合

③保証責任を履行する能力を喪失し、特別清算の申立てを行った場合

④銀行取引停止処分を受け、事業継続を断念する等保証責任を履行する能力を喪失していると認められる場合

⑤個人事業者において事業主が死亡した場合

⑥保証責任を履行する能力を喪失し、個人事業主が廃業した場合、または持分会社の事業者が任意清算を行った場合

⑦上記①～⑥に同等または準ずる状態であると判断される場合

(12) 共同住宅等

一戸建住宅(一つの建物が一つの人の居住の用に供する家屋であるものをいいます。)以外の住宅をいい、構造を異にし簡易に作られた物置、ポンプ室、ボイラ室等の部分を除きます。

(13) 専有部分

建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。)第2条第3項に規定する専有部分をいいます。

(14) 共用部分

区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいいます。

(15) 保険証券

この保険契約の対象となる保険内容について記載し、当社が保険契約者に対して発行する書面をいいます。

(16) 保険付保証明書

この保険契約の対象となる保険内容について記載し、住宅所有者に交付することを前提に、当社が保険契約者に対して発行する書面をいいます。

(損害の範囲)

第3条 当社が第1条(保険金を支払う場合)の規定により保険金を支払うべき損害の範囲は、次の費用または負担とします。ただし、共用部分の瑕疵に基づく損害については、第1号、第2号、第4号及び第5号の費用または負担は、当該費用または負担の額に対象住宅が属する住棟全体の専有部分の床面積に対する対象住宅の専有部分の床面積の割合を乗じた額に限り、乗じます。

- (1) 保険事故の原因である瑕疵を補修するために被保険者が支出すべき直接補修に必要とされる材料費、労務費、その他の直接費用(基本構造部分の瑕疵に起因する保険付保住宅の基本構造部分以外の部分の滅失またはき損を補修するための直接費用を含みます。保険付保住宅の基本構造部分が基本的な耐力性能または防水性能を回復するために要する費用を限度とし、保険開始日における設計・仕様・材質等を上回ることににより増加した補修費用については含みません。以下同様とします。)。ただし、補修にかわり民法第415条、第541条及び第542条並びに同法第562条及び第563条に規定する担保の責任(同法第559条により準用されるものを含む。)と同等の責任(以下、「損害賠償責任等」といいます。)を履行する場合には、損害賠償責任等に基づいて被保険者が負うべき負担(以下、「損害賠償金等」といいます。ただし、実際に補修を行った場合に要する直接費用を限度とし、損害賠償責任等の履行によって代位取得するものがある場合はその価格を控除します。)とします。
- (2) 被保険者が支出した調査費用。ただし当社が事前に認めた必要かつ妥当な費用に限り、乗じます。
- (3) 被保険者が支出した仮住居・移転費用。ただし当社が事前に認めた必要かつ妥当な費用に限り、乗じます。
- (4) 被保険者が第10条(保険事故の発生)第1項第4号の義務を履行するために支出した必要または有益な費用
- (5) 被保険者が第11条(当社による解決)第1項の協力のために支出した費用

2 第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 前項第1号の規定中「被保険者が支出すべき」とあるのは「住宅所有者が支出する」と読み替えます。
- (2) 前項第2号および第3号の規定中「被保険者」とあるのは「住宅所有者」と読み替えます。

(保険金の支払方法および支払限度額)

第4条前条第1項第1号から第3号までの費用または損害賠償金等について当社が支払うべき保険金の額は、1回の保険事故(1保険付保住宅につき同一の被保険者について、同時に発見された保険事故をいい、原因となった瑕疵の異同、発生のおよび部分または補修請求の数にかかわらず)につき、次の各号の額にそれぞれ、縮小填補割合80%を乗じた額とします。

- (1) 前条第1項第1号の費用または損害賠償金等の合計額から免責金額の10万円を控除した残額
  - (2) 前条第1項第2号の費用の額
  - (3) 前条第1項第3号の費用の額
- 2 前条第1項第2号および第3号の費用について当社が前項に基づき支払う保険金の額は、次の額を限度とします。
- (1) 前条第1項第2号の費用  
一戸建住宅 1回の保険事故について、前条第1項第1号の費用の10%か10万円のいずれか大きい額。ただし保険期間を通じて50万円を限度。

共同住宅等 1回の保険事故について、前条第1項第1号の費用の10%か10万円のいずれか大きい額。ただし保険期間を通じて200万円を限度。

(2) 前条第1項第3号の費用

1 保険付保住宅あたり保険期間を通じて50万円

- 3 当社が1保険付保住宅につき保険期間を通じて支払う保険金は、前条第1項第1号から第3号までの費用または損害賠償金等について、前2項に基づき支払う保険金の額を通算して、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。
- 4 当社は、前条第1項第4号および第5号の費用については、その全額を保険金として支払います。
- 5 当社が本保険証券で支払うべき保険金の額は、当社が同一事業年度に締結した保証期間延長瑕疵保証責任保険の保険契約により保険期間を通じて支払われる保険金を通算して、一戸建住宅または共同住宅等についてそれぞれ30億円を限度とします。
- 6 当社が同一事業年度の間当社に報告がなされたすべての事故に対して支払う保険金の額は、当社が締結した保証期間延長瑕疵保証責任保険の保険契約により当該期間中に支払われる保険金を通算して、一戸建住宅または共同住宅等についてそれぞれ30億円を限度とします。
- 7 第1条（保険金を支払う場合）第2項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、第1項の規定中「縮小填補割合80%」とあるのは「縮小填補割合100%」と読み替えます。

(保険金を支払わない場合)

第5条 当社は、次に掲げる事由により生じた保証責任（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった保証責任を含みます。）については、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者（その下請負人を含みます。）、住宅所有者、保険付保住宅にかかる建設工事、設計、工事監理等を行うために締結された請負契約もしくは受託契約の当事者（これらの当事者と締結された下請負契約または再受託契約の当事者、およびこれらの者から重層的に契約が締結されたいずれの当事者も含みます。）、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失
- (2) 保険付保住宅にかかる工事における建材または内外装の色または模様を選択（塗装作業における塗料の色の選択を含みます。）の誤り
- 2 当社は、次に掲げる事由により生じた保証責任（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった保証責任を含みます。）については、保険金を支払いません。
  - (1) 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
  - (2) 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
  - (3) 保険付保住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは保険付保住宅の性質による結露または瑕疵によらない保険付保住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
  - (4) 瑕疵に起因して生じた傷害・疾病・死亡・後遺障害
  - (5) 瑕疵に起因して生じた保険付保住宅以外の財物の滅失もしくはき損または保険付保住宅その他財物の使用の阻害
  - (6) 保険付保住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理（定期的に必要なとされる計画修繕を怠った場合は著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。）
  - (7) 当社もしくは被保険者が不適当であることを指摘したにもかかわらず住宅所有者が採用させた設計・施工方法または資材等の瑕疵、または被保険者もしくは被保険者

の下請業者以外の者に住宅所有者が行わせた施工の瑕疵等のうち、それらの者の責めに帰すべき事由

- (8) 保険開始日以降に行われた保険付保住宅の増築・改築・補修(第1条(保険金を支払う場合)に規定する保険事故における補修を含みます。)の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
  - (9) 保険開始日以降に行われた保険付保住宅の補修作業上の手ぬかりもしくは技術の拙劣または正当な理由のない補修の遅延
  - (10) 被保険者が住宅所有者に保証責任の開始を約定する時点において実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた事由
  - (11) 保険付保住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等その他の事象
  - (12) 保険付保住宅にかかる工事に伴い設置、更新または修繕された機器、器具または設備自体の不具合(被保険者による施工または組み立て上の瑕疵による場合は除きます。)
  - (13) 保険事故によらずに生じた、防音性能または断熱性能の未達その他の買主が意図した効能または性能の不発揮
- 3 当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)が直接的または間接的な原因となって、保険付保住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害(以下「被害」といいます。)が生じた場合は、この被害に係る保証責任(地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、保険付保住宅が滅失または損傷していない場合を除きます。)に対しては保険金を払いません。
- 4 当社は、次に掲げる事由によって生じた保証責任(これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた保証責任、および発生原因のいかんを問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた保証責任、ならびにこれらの事由がなければ発見されなかった瑕疵によって生じた保証責任を含みます。)については、保険事故に該当するか否かにかかわらず、保険金を支払いません。
- (1) 戦争(宣戦の前後および開戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
  - (2) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性
  - (3) 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品、または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性
- 5 当社は、被保険者と住宅所有者との間の約定により、被保険者が当社所定の保証書の範囲を超えて責任を負担する場合には、当該超える範囲により生じた責任については、保険金を支払いません。

(始期および終期)

- 第6条 保険期間は、その初日の午前0時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まり、末日の午後12時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に終わります。
- 2 前項の保険期間は、原則として保険開始日から10年間(保険付保住宅が新築住宅として引渡された日から10年を超えない日を保険開始日とする場合にあっては、保険開始日を始期として保険付保住宅が新築住宅として引渡された日から20年を経過した日を終期とする期間)とします。ただし、保険証券にこれと異なる保険期間が記載されている場合にはこの限りではありません。
- 3 第1項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

- 4 当会社は、保険事故が住宅所有者または被保険者により第1項の保険期間中に発見された場合に限り保険金を支払います。ただし、保険期間が始まった後であっても、当会社は、当該保険付保住宅についての保険料領収前に発見された保険事故による保証責任については、保険金を支払いません。

(告知義務)

第7条 当会社は、保険契約締結の当時、保険契約者、もしくは被保険者またはこれらの者の代理人が故意または重大な過失によって保険契約申込書およびその添付書類の記載事項について、当会社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、保険金を支払いません。

- 2 前項の規定は次の場合には適用しません。

- (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、保険事故の発生前に、保険契約申込書およびその添付書類の記載事項につき、書面をもって更正を当会社に申し出て、保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が更正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認める場合
- (3) 当会社が保険契約締結の当時、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた、または過失によってこれらを知らなかった場合
- (4) 保険契約者が別に定める割増保険料を支払うことにより、契約内容の是正を行うことを当会社が認めた場合

(通知義務)

第8条 保険契約締結の後、次の場合において、保険契約者または被保険者は、変更の事実がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、書面でその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。ただし、その変更の事実がなくなった後は、この限りではありません。

- (1) 重複保険契約、または同一の住宅に対して付保される本契約と同種の危険を担保する保険契約を他の保険者と締結しようとするとき、またはこれらの契約が存在することを知ったとき。
  - (2) 前号の場合のほか、保険契約申込書もしくは保険証券の記載事項を変更しようとするとき、またはこれらの変更が生じたことを知ったとき。
- 2 前項の手続きを怠った場合においては、当会社は、前項の変更の事実が発生したとき、または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知ったときから、当会社が前項の承認の裏書の請求書を受領するまでの間に生じた保険事故については、保険金を支払いません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
- (1) 変更の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなると当会社が認めた場合
  - (2) 前項の手続きを怠ったことについて、相当な理由が認められる場合で、保険契約者が別に定める割増保険料を支払い、契約内容の是正を行うことにより、前項の通知がなされていたものと当会社が認める場合

(当会社による調査に応じる義務)

第9条 当会社は、保険期間中いつでも、当会社による保険事故の予防措置の調査実施と、その結果に基づく不備の改善を保険契約者または被保険者に請求することができ、保険契約者または被保険者はこれに応じなければなりません。

(保険事故の発生)

第10条 保険契約者または被保険者は保険事故に該当すると思われる瑕疵の発見をしたとき、通知を受けたとき、または保険事故もしくは保証責任を履行すべき事由が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

- (1) 次の事項をただちに書面で当会社に通知すること。
    - ①瑕疵を発見した日、保険事故を知った日、保証責任を履行すべき事由の発生を知った日、保険付保住宅のある場所、住宅所有者の名前ならびに瑕疵、保険事故および保証責任を履行すべき事由の状況
    - ②被保険者以外の者が補修を行おうとするときは、その者の住所および氏名
    - ③補修の内容および費用の見積額
  - (2) 保証責任を履行すべき事由の発生または拡大を防止または軽減するため、緊急措置として必要かつ妥当な範囲において保険付保住宅の検査、補修その他適切な措置を講ずること。
  - (3) 保険事故または保険事故が発生するおそれがある瑕疵の存在を知り、かつ、当該保険事故と同種の保険事故の発生を予見し得る場合は、その旨について当会社に通知すること。
  - (4) 保険事故につき被保険者が第三者に対して損害賠償その他の請求権を有する場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きを行うこと。
  - (5) 保証責任およびその額の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。
  - (6) 保証責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、すみやかに書面により当会社に通知すること。
- 2 前項第1号の通知が、正当な理由なく第6条(始期および終期)第1項の期間の終了後30日を過ぎてなされない場合には、当会社は保険金を支払いません。
- 3 保険契約者または被保険者が正当な理由なく第1項各号の義務に違反した場合、次のとおり取扱います。
- (1) 第1号および第6号の場合は保険金を支払いません。ただし、通知を受けた時点で、当社が保険金支払いにかかる調査、審査もしくは保険金の支払いを行うにあたり、差し障りがないと判断した場合にはこのかぎりではありません。
  - (2) 第2号の場合は当該措置を講ずることによって防止または軽減できたと認められる額、第4号の場合は権利の保全または行使によって軽減できたと認められる額、第5号の場合は当社が保証責任がないと認めた額それぞれを控除して保険金を支払います。
  - (3) 第3号の場合は、保険金を支払いません。
- 4 第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、本条各項の規定を次のとおり取扱います。
- (1) 第1項の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「住宅所有者」と読み替えます。ただし、この場合、同項第1号②および③ならびに第2号から第6号までの規定については適用しません。
  - (2) 第3項の規定を次のとおり読み替えます。  
「住宅所有者が正当な理由なく第1項第1号の義務に違反した場合、当会社は保険金を支払いません。ただし、通知を受けた時点で、当社が保険金支払いにかかる調査、審査もしくは保険金の支払いを行うにあたり、差し障りがないと判断した場合にはこのかぎりではありません。」
- 5 第1項第1号の通知を受けた場合、当会社は直ちに保険付保住宅における瑕疵の有無およびその範囲に関する現場調査を実施します。第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合で、この調査において保険事故の存在が見込まれるときには、当会社は住宅所有者の行う補修事業者の選定および補修方法の検討など、保険金支払い額を確定するための協力と助言を行い、選定された補修事業者等と連携し、

住宅所有者との間で速やかに補修の内容および費用の見積額に関する協議を行うものとします。

(当会社による解決)

第 11 条 被保険者が、住宅所有者から補修または損害賠償の請求を受けた場合において、当会社が必要と認めたときは、当会社は被保険者に代り自己の費用でその解決に当ることが出来ます。この場合において、被保険者は、当会社が行う全ての要求に協力しなければなりません。

2 被保険者が、正当な理由なく前項の要求に協力しないときは、当会社は、保険金を支払いません。

(保険金請求の手続き)

第 12 条 被保険者が、この保険契約によって保険金の支払いを受けようとするときは、保証責任が確定した日からその日を含めて 30 日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険金請求書およびその保証責任を証明する書類、その他当会社が必要と認める書類を提出しなければなりません。

2 保険契約者または被保険者が前項の書類の記載事項について、故意に当会社に知っている事実を告げず、もしくは不実のことを告げたとき、その書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造したとき、または前項の義務に違反したときは、当会社は保険金を支払いません。

3 第 1 条 (保険金を支払う場合) 第 2 項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、第 1 項の規定中「被保険者」とあるのは「住宅所有者」と、第 2 項の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「住宅所有者」とそれぞれ読み替えます。

(保険金の支払い)

第 13 条 当会社は、被保険者が前条の手続をした日からその日を含めて 30 日以内に保険金を支払います。ただし、当会社がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、これを終了した後遅滞なく保険金を支払います。

2 重複保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した保険金の支払責任額の合計額が保証責任の額を超えるときは、当会社は、この保険契約による支払責任額の前記合計額に対する割合によって保証責任を填補します。

3 第 1 条 (保険金を支払う場合) 第 2 項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、第 1 項の規定中「被保険者」とあるのは「住宅所有者」と読み替えます。

(代位)

第 14 条 被保険者が他人に対し補修請求権を含む追完請求権、損害賠償請求権、解除権、解除に伴う原状回復請求権、代金減額請求権または報酬返還請求権を有する場合において、当会社が被保険者に保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の限度において、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

2 被保険者は、前項の規定により当会社が取得した権利を行使するために必要な一切の書類を遅滞なく当会社に提出しなくてはなりません。

3 第 1 条 (保険金を支払う場合) 第 2 項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、前 2 項の規定中「被保険者」とあるのは「住宅所有者」と読み替えます。

4 当会社は、第 1 項の規定に基づき取得する権利 (前項の読み替えにより当会社が取得する権利を含みます。)のうち、保険契約者、被保険者 (その下請負人を含みます。)、またはそれらの者と雇用契約のある者に対する限り、これを行使しません。



(紛争処理)

- 第 15 条 当社は、住宅瑕疵担保履行法第 33 条第 1 項に規定する紛争のあつせん、調停または仲裁（以下これらを総称して「紛争処理」といいます。）について、同項に規定する指定住宅紛争処理機関（以下「指定住宅紛争処理機関」といいます。）から当社に意見照会のあつたときは、意見を提出します。
- 2 当社は、紛争処理において、指定住宅紛争処理機関が当社の参加が必要と認めるときは、利害関係人として紛争処理に参加します。
  - 3 当社は、紛争処理において、指定紛争処理機関から当社に意見照会があつた場合には、成立した調停の結果を尊重します。また、当社が紛争処理の利害関係人として調停等に参加した場合には、当社は、特段の事情がない限り、提示された和解案または調停案を受け入れるものとします。

(直接請求に関する紛争処理)

- 第 15 条の 2 当社は、第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項の規定に基づく保険金請求に関する紛争処理において、当社が紛争処理の被申請人として調停等に参加した場合には、特段の事情がない限り、指定住宅紛争処理機関から提示された和解案または調停案を受け入れるものとします。

(保険協会審査会)

- 第 15 条の 3 被保険者は、当社と締結した保証期間延長瑕疵保証責任保険契約の保険金支払いに関して当社との間で紛争が生じた場合には、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会により設置される審査会（以下「保険協会審査会」といいます。）に当該紛争の審査を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求が行われた案件について、保険協会審査会の見解が示された場合には、特段の事情がない限り、当該見解に従うこととします。

(住宅所有者への周知等)

- 第 16 条 被保険者は、住宅所有者に対して、被保険者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお保証責任を履行できない場合に住宅所有者が有する第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項に規定する保険金請求にかかる権利、その権利にしたがって保険金請求を行う場合の手続き、紛争処理にかかる事項およびその他住宅所有者が留意すべき諸事項について、住宅所有者への周知を行い、保険契約の概要を記載した書面を交付することとします。
- 2 被保険者は、当社から保険付保証明書 of 交付を受けた場合は住宅所有者に交付します。

(保険契約の無効)

- 第 17 条 法律上契約無効となる場合のほか、この保険契約締結の当時、保険契約に関し、保険契約者、被保険者、住宅所有者またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があつたときには、この保険契約は無効とします。

(保険契約の変更または解除－保険契約者の申出による場合)

- 第 18 条 保険契約の締結後において、保険契約者は、住宅所有者の了解を得ない限りこの保険契約を変更または解除することができません。ただし、次の各号に該当し、当社が必要と認めた場合を除きます。

- (1) 次に掲げる保険契約者および被保険者の氏名または名称等の変更
  - ①法人における屋号の変更
  - ②婚姻による改姓等における氏名の変更
  - ③上記に準じる軽微な変更

- (2) 保険契約者および被保険者の基本情報（住所、連絡先等をいいます。）の変更
- (3) 他契約の有無に関する変更
- (4) 相続または会社合併等の事由による包括承継にともなう保険契約者および被保険者の変更

（保険契約の解除－義務違反等による場合）

第 19 条 当社は、次の各号に掲げる場合には、この保険契約を解除することができます。

- (1) 第 7 条（告知義務）第 1 項の場合で、同条第 2 項に該当せず、保険金が支払われない場合
- (2) 第 8 条（通知義務）第 2 項の規定により保険金が支払われない場合

（解除の効力）

第 20 条 前 2 条の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

（保険料の返還－無効の場合）

第 21 条 当社は、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によるこの保険契約の無効の場合には、保険料を返還しません。

- 2 当社は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によらないこの保険契約の無効の場合は、保険料から当社が要した費用を控除した額のうち、保険期間月数から既経過月数（保険期間の初日から当社が無効の事実を知った日までに経過した月数をいい、その月数が 1 ヶ月に満たない場合は 1 ヶ月と数えます。）を差引いた月数に相当する保険料を返還します。ただし、無効が当社の責に帰する事由によるときは保険料の全額を返還します。

（保険料の返還－解除の場合）

第 22 条 この保険契約の解除の場合には、保険料から当社が要した費用を控除した額のうち、保険期間月数から既経過月数（保険期間の初日から、解除の日までに経過した月数をいい、その月数が 1 ヶ月に満たない場合は 1 ヶ月と数えます。）を差引いた月数に相当する保険料を返還します。ただし、解除の日が、保険期間の初日より前である場合は、保険料の全額から当社が要した費用を控除した額を返還します。

（訴訟の提起）

第 23 条 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとしします。

（約款の変更）

第 24 条 当社は、次の各号のいずれかの場合は、この約款を変更することができます。

- (1) 変更が、保険契約者または被保険者の一般の利益に適合するとき
- (2) 変更が保険契約を締結した目的に反せず、かつ、その必要性、変更後の内容の相当性およびその内容、その他の変更に関する事情に照らして合理的なものであるとき

（準拠法）

第 25 条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令に準拠するものとしします。

## 附 則

第 1 条 保険付保住宅の保険開始日が 2020 年 3 月 31 日以前の場合には、本約款の規定は次のとおり読み替えます。

- (1) 第 2 条第 1 項(5)保証責任に掲げる定義 は、「被保険者が当会社所定の保証書による住宅所有者との約定に基づき、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 570 条に規定する保険付保住宅の隠れた瑕疵または同法第 634 条第 1 項および同条第 2 項前段に規定する瑕疵により住宅所有者に生じた損害に対し負担する修補または損害賠償を行う責任をいいます。この責任は民法第 570 条において準用される第 566 条第 1 項ならびに同法第 634 条第 1 項および第 2 項前段に規定する担保の責任（同条第 1 項および第 2 項前段中「注文者」とあるのは「住宅所有者」と、同条第 1 項中「請負人」とあるのは「被保険者」とします。）と同等の責任に限ります。」と読み替える。
- (2) 第 3 条第 1 項柱書の規定中、「次の費用または負担」とあるのは、「次の費用または損害賠償金」と読み替える。
- (3) 第 3 条第 1 項第 1 号ただし書は、「ただし、補修にかわり損害賠償金を支払う場合には、実際に補修を行ったとした場合に要する直接費用を限度とし、損害賠償金の支払いによって代位取得するものがある場合はその価格を控除します。」と読み替える。
- (4) 第 4 条第 1 項、および同条第 3 項の各規定中、「損害賠償金等」とあるのは、いずれも「損害賠償金」と読み替える。
- (5) 第 14 条第 1 項の規定中、「補修請求権を含む追完請求権、損害賠償請求権、解除権、解除に伴う原状回復請求権、代金減額請求権または報酬返還請求権」とあるのは、「補修請求権または損害賠償請求権」と読み替える。

**保証期間延長瑕疵保証責任保険（保険期間 5 年保証対象メンテナンス工事なし）  
普通保険約款**

（保険金を支払う場合）

第 1 条 住宅保証機構株式会社(以下「当会社」といいます。)は、この約款に従い、保険証券記載の住宅(以下「保険付保住宅」といいます。)の基本構造部分の瑕疵(保険付保住宅の保険加入時点における瑕疵をいいます。)に起因して、保険付保住宅が基本構造部分の基本的な耐力性能または防水性能を満たさない場合(以下「保険事故」といいます。)、被保険者が住宅所有者に対し保証責任を負担することによって生じる損害(以下「損害」といいます。)について保険金を支払います。

2 前項の規定にかかわらず、当会社は、保険付保住宅に保険事故が発生し、被保険者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお保証責任を履行できず、住宅所有者から保険金請求を受けた場合において、被保険者が保証責任を履行するべきであった住宅所有者の損害の範囲において、この約款の規定にしたがい住宅所有者に対し、保険金を支払います。この場合、当会社は、この約款に基づき被保険者に対して保証責任を填補したものとみなします。

（用語の定義）

第 2 条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 基本構造部分

構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分をいいます。

(2) 構造耐力上主要な部分

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）（以下「住宅品確法施行令」といいます。）第 5 条第 1 項に規定する次に掲げる住宅の各部分で、保険付保住宅の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧もしくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるものをいいます。

①基礎

②基礎ぐい

③壁

④柱

⑤小屋組

⑥土台

⑦斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいいます。）

⑧床版

⑨屋根版または横架材（はり、けたその他これらに類するものをいいます。）

(3) 雨水の浸入を防止する部分

住宅品確法施行令第 5 条第 2 項に規定する次に掲げる住宅の部分です。

①住宅の屋根もしくは外壁またはこれらの開口部に設ける戸、わくその他建具

②雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根もしくは外壁の内部または屋内にある部分

(4) 瑕疵

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 2 条第 5 項に規定する瑕疵をいいます。

(5) 保証責任

被保険者が当会社所定の保証書による住宅所有者との約定に基づき、保険付保住宅の瑕疵により住宅取得者に生じた損害に対し負担する、民法(明治29年法律第89号)第415条、第541条及び第542条並びに同法第562条及び第563条に規定する担保の責任(同法第559条により準用されるものを含む。)と同等の責任をいいます。

(6) 保険開始日

被保険者が住宅所有者に保証責任の開始を約定する日で、保険証券に記載された日をいいます。

(7) 住宅所有者

保険付保住宅を所有する者で、保険証券記載の者をいいます。

(8) 調査費用

保険事故が発生したことにより保険付保住宅の補修が必要となる場合において、補修が必要な範囲、補修の方法または補修の金額を確定するための調査費用(瑕疵の存在の有無を調査するための費用を除きます。)をいいます。

(9) 仮住居・移転費用

保険事故が発生したことにより保険付保住宅の補修を行う際に、居住者の移転が必要な場合において、保険付保住宅の補修期間中における保険付保住宅の居住者の仮住居費用および移転費用をいいます。

(10) 重複保険契約

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約をいいます。

(11) 倒産等

被保険者が次のいずれかに当てはまる状態をいいます。

①破産手続開始の決定があった場合、または破産手続開始の申立てにより事業を停止する等保証責任を履行する能力を喪失していると認められる場合

②更生手続開始の申立てまたは再生手続開始の申立てを行った場合において、事業を停止する等保証責任を履行する能力を喪失していると認められる場合

③保証責任を履行する能力を喪失し、特別清算の申立てを行った場合

④銀行取引停止処分を受け、事業継続を断念する等保証責任を履行する能力を喪失していると認められる場合

⑤個人事業者において事業主が死亡した場合

⑥保証責任を履行する能力を喪失し、個人事業主が廃業した場合、または持分会社の事業者が任意清算を行った場合

⑦上記①～⑥に同等または準ずる状態であると判断される場合

(12) 共同住宅等

一戸建住宅(一つの建物が一つの人の居住の用に供する家屋であるものをいいます。)以外の住宅をいい、構造を異にし簡易に作られた物置、ポンプ室、ボイラ室等の部分を除きます。

(13) 専有部分

建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。)第2条第3項に規定する専有部分をいいます。

(14) 共用部分

区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいいます。

(15) 保険証券

この保険契約の対象となる保険内容について記載し、当会社が保険契約者に対して発行する書面をいいます。

(16) 保険付保証明書

この保険契約の対象となる保険内容について記載し、住宅所有者に交付することを前提に、当会社が保険契約者に対して発行する書面をいいます。

(損害の範囲)

第3条 当社が第1条(保険金を支払う場合)の規定により保険金を支払うべき損害の範囲は、次の費用または負担とします。ただし、共用部分の瑕疵に基づく損害については、第1号、第2号、第4号及び第5号の費用または負担は、当該費用または負担の額に対象住宅が属する住棟全体の専有部分の床面積に対する対象住宅の専有部分の床面積の割合を乗じた額に限りします。

- (1) 保険事故の原因である瑕疵を補修するために被保険者が支出すべき直接補修に必要なとされる材料費、労務費、その他の直接費用(基本構造部分の瑕疵に起因する保険付保住宅の基本構造部分以外の部分の滅失またはき損を補修するための直接費用を含みます。保険付保住宅の基本構造部分が基本的な耐力性能または防水性能を回復するために要する費用を限度とし、保険開始日における設計・仕様・材質等を上回ることにより増加した補修費用については含みません。以下同様とします。)。ただし、補修にかわり民法第415条、第541条及び第542条並びに同法第562条及び第563条に規定する担保の責任(同法第559条により準用されるものを含む。)と同等の責任(以下、「損害賠償責任等」といいます。)を履行する場合には、損害賠償責任等に基づいて被保険者が負うべき負担(以下、「損害賠償金等」といいます。ただし、実際に補修を行った場合に要する直接費用を限度とし、損害賠償責任等の履行によって代位取得するものがある場合はその価格を控除します。)とします。
- (2) 被保険者が支出した調査費用。ただし当社が事前に認めた必要かつ妥当な費用に限りします。
- (3) 被保険者が支出した仮住居・移転費用。ただし当社が事前に認めた必要かつ妥当な費用に限りします。
- (4) 被保険者が第10条(保険事故の発生)第1項第4号の義務を履行するために支出した必要または有益な費用
- (5) 被保険者が第11条(当社による解決)第1項の協力のために支出した費用

2 第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 前項第1号の規定中「被保険者が支出すべき」とあるのは「住宅所有者が支出する」と読み替えます。
- (2) 前項第2号および第3号の規定中「被保険者」とあるのは「住宅所有者」と読み替えます。

(保険金の支払方法および支払限度額)

第4条 前条第1項第1号から第3号までの費用または損害賠償金等について当社が支払うべき保険金の額は、1回の保険事故(1保険付保住宅につき同一の被保険者について、同時に発見された保険事故をいい、原因となった瑕疵の異同、発生のおよび部分または補修請求の数にかかわらず)につき、次の各号の額にそれぞれ縮小填補割合80%を乗じた額とします。

- (1) 前条第1項第1号の費用または損害賠償金等の合計額から免責金額の10万円を控除した残額
  - (2) 前条第1項第2号の費用の額
  - (3) 前条第1項第3号の費用の額
- 2 前条第1項第2号および第3号の費用について当社が前項に基づき支払う保険金の額は、次の額を限度とします。
- (1) 前条第1項第2号の費用  
一戸建住宅 1回の保険事故について、前条第1項第1号の費用の10%か10万円のいずれか大きい額。ただし保険期間を通じて50万円を限度。

共同住宅等 1回の保険事故について、前条第1項第1号の費用の10%か10万円のいずれか大きい額。ただし保険期間を通じて200万円を限度。

(2) 前条第1項第3号の費用

1 保険付保住宅あたり保険期間を通じて50万円

- 3 当社が1保険付保住宅につき保険期間を通じて支払う保険金は、前条第1項第1号から第3号までの費用または損害賠償金等について前2項に基づき支払う保険金の額を通算して、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。
- 4 当社は、前条第1項第4号および第5号の費用については、その全額を保険金として支払います。
- 5 当社が本保険証券で支払うべき保険金の額は、当社が同一事業年度に締結した保証期間延長瑕疵保証責任保険の保険契約により保険期間を通じて支払われる保険金を通算して、一戸建住宅または共同住宅等についてそれぞれ30億円を限度とします。
- 6 当社が同一事業年度の間当社に報告がなされたすべての事故に対して支払う保険金の額は、当社が締結した保証期間延長瑕疵保証責任保険の保険契約により当該期間中に支払われる保険金を通算して、一戸建住宅または共同住宅等についてそれぞれ30億円を限度とします。
- 7 第1条（保険金を支払う場合）第2項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、第1項の規定中「縮小填補割合80%」とあるのは「縮小填補割合100%」と読み替えます。

(保険金を支払わない場合)

第5条 当社は、次に掲げる事由により生じた保証責任（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった保証責任を含みます。）については、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者（その下請負人を含みます。）、住宅所有者、保険付保住宅にかかる建設工事、設計、工事監理等を行うために締結された請負契約もしくは受託契約の当事者（これらの当事者と締結された下請負契約または再受託契約の当事者、およびこれらの者から重層的に契約が締結されたいずれの当事者も含みます。）、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失
- (2) 保険付保住宅にかかる工事における建材または内外装の色または模様の選択（塗装作業における塗料の色の選択を含みます。）の誤り
- 2 当社は、次に掲げる事由により生じた保証責任（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった保証責任を含みます。）については、保険金を支払いません。
  - (1) 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
  - (2) 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
  - (3) 保険付保住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは保険付保住宅の性質による結露または瑕疵によらない保険付保住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
  - (4) 瑕疵に起因して生じた傷害・疾病・死亡・後遺障害
  - (5) 瑕疵に起因して生じた保険付保住宅以外の財物の滅失もしくはき損または保険付保住宅その他財物の使用の阻害
  - (6) 保険付保住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理（定期的に必要とされる計画修繕を怠った場合は著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。）
  - (7) 当社もしくは被保険者が不適当であることを指摘したにもかかわらず住宅所有者が採用させた設計・施工方法または資材等の瑕疵、または被保険者もしくは被保険者

の下請業者以外の者に住宅所有者が行わせた施工の瑕疵等のうち、それらの者の責めに帰すべき事由

- (8) 保険開始日以降に行われた保険付保住宅の増築・改築・補修(第1条(保険金を支払う場合)に規定する保険事故における補修を含みます。当会社と別に保証期間延長瑕疵保証責任保険(保険期間が5年間のものに限り、以下同じ。)を締結するために行われる保険付保住宅(保険付保住宅本体と直接的に接続された付属設備を含みます。)の基本構造部分の基本的な耐力性能または防水性能を維持又は回復させるための工事を除きます。)の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
  - (9) 保険開始日以降に行われた保険付保住宅の補修作業上の手ぬかりもしくは技術の拙劣または正当な理由のない補修の遅延
  - (10) 被保険者が住宅所有者に保証責任の開始を約定する時点において実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた事由
  - (11) 保険付保住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等その他の事象
  - (12) 保険付保住宅にかかる工事に伴い設置、更新または修繕された機器、器具または設備自体の不具合(被保険者による施工または組み立て上の瑕疵による場合は除きます。)
  - (13) 保険事故によらずに生じた、防音性能または断熱性能の未達その他の買主が意図した効能または性能の不発揮
- 3 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)が直接的または間接的な原因となって、保険付保住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害(以下「被害」といいます。)が生じた場合は、この被害に係る保証責任(地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、保険付保住宅が滅失または損傷していない場合を除きます。)に対しては保険金を払いません。
- 4 当会社は、次に掲げる事由によって生じた保証責任(これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた保証責任、および発生原因のいかんを問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた保証責任、ならびにこれらの事由がなければ発見されなかった瑕疵によって生じた保証責任を含みます。)については、保険事故に該当するか否かにかかわらず、保険金を支払いません。
- (1) 戦争(宣戦の前後および開戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
  - (2) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。))もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。))の放射性、爆発性その他の有害な特性
  - (3) 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品、または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性
- 5 当会社は、被保険者と住宅所有者との間の約定により、被保険者が当会社所定の保証書の範囲を超えて責任を負担する場合には、当該超える範囲により生じた責任については、保険金を支払いません。

(始期および終期)

第6条 保険期間は、その初日の午前0時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まり、末日の午後12時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に終わります。

- 2 前項の保険期間は、原則として保険開始日から5年間とします。ただし、保険証券にこれと異なる保険期間が記載されている場合にはこの限りではありません。
- 3 第1項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。



- 4 当会社は、保険事故が住宅所有者または被保険者により第1項の保険期間中に発見された場合に限り保険金を支払います。ただし、保険期間が始まった後であっても、当会社は、当該保険付保住宅についての保険料領収前に発見された保険事故による保証責任については、保険金を支払いません。

(告知義務)

第7条 当会社は、保険契約締結の当時、保険契約者、もしくは被保険者またはこれらの者の代理人が故意または重大な過失によって保険契約申込書およびその添付書類の記載事項について、当会社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、保険金を支払いません。

- 2 前項の規定は次の場合には適用しません。

- (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、保険事故の発生前に、保険契約申込書およびその添付書類の記載事項につき、書面をもって更正を当会社に申し出て、保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が更正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認める場合
- (3) 当会社が保険契約締結の当時、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた、または過失によってこれらを知らなかった場合
- (4) 保険契約者が別に定める割増保険料を支払うことにより、契約内容の是正を行うことを当会社が認めた場合

(通知義務)

第8条 保険契約締結の後、次の場合において、保険契約者または被保険者は、変更の事実がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、書面でその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。ただし、その変更の事実がなくなった後は、この限りではありません。

- (1) 重複保険契約、または同一の住宅に対して付保される本契約と同種の危険を担保する保険契約を他の保険者と締結しようとするとき、またはこれらの契約が存在することを知ったとき。
  - (2) 前号の場合のほか、保険契約申込書もしくは保険証券の記載事項を変更しようとするとき、またはこれらの変更が生じたことを知ったとき。
- 2 前項の手続きを怠った場合においては、当会社は、前項の変更の事実が発生したとき、または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知ったときから、当会社が前項の承認の裏書の請求書を受領するまでの間に生じた保険事故については、保険金を支払いません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
- (1) 変更の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなると当会社が認めた場合
  - (2) 前項の手続きを怠ったことについて、相当な理由が認められる場合で、保険契約者が別に定める割増保険料を支払い、契約内容の是正を行うことにより、前項の通知がなされていたものと当会社が認める場合

(当会社による調査に応じる義務)

第9条 当会社は、保険期間中いつでも、当会社による保険事故の予防措置の調査実施と、その結果に基づく不備の改善を保険契約者または被保険者に請求することができ、保険契約者または被保険者はこれに応じなければなりません。

(保険事故の発生)

第10条 保険契約者または被保険者は保険事故に該当すると思われる瑕疵の発見をしたとき、通知を受けたとき、または保険事故もしくは保証責任を履行すべき事由が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

- (1) 次の事項をただちに書面で当会社に通知すること。
    - ①瑕疵を発見した日、保険事故を知った日、保証責任を履行すべき事由の発生を知った日、保険付保住宅のある場所、住宅所有者の名前ならびに瑕疵、保険事故および保証責任を履行すべき事由の状況
    - ②被保険者以外の者が補修を行おうとするときは、その者の住所および氏名
    - ③補修の内容および費用の見積額
  - (2) 保証責任を履行すべき事由の発生または拡大を防止または軽減するため、緊急措置として必要かつ妥当な範囲において保険付保住宅の検査、補修その他適切な措置を講ずること。
  - (3) 保険事故または保険事故が発生するおそれがある瑕疵の存在を知り、かつ、当該保険事故と同種の保険事故の発生を予見し得る場合は、その旨について当会社に通知すること。
  - (4) 保険事故につき被保険者が第三者に対して損害賠償その他の請求権を有する場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きを行うこと。
  - (5) 保証責任およびその額の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。
  - (6) 保証責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、すみやかに書面により当会社に通知すること。
- 2 前項第1号の通知が、正当な理由なく第6条(始期および終期)第1項の期間の終了後30日を過ぎてなされない場合には、当会社は保険金を支払いません。
- 3 保険契約者または被保険者が正当な理由なく第1項各号の義務に違反した場合、次のとおり取扱います。
- (1) 第1号および第6号の場合は保険金を支払いません。ただし、通知を受けた時点で、当社が保険金支払いにかかる調査、審査もしくは保険金の支払いを行うにあたり、差し障りがないと判断した場合にはこのかぎりではありません。
  - (2) 第2号の場合は当該措置を講ずることによって防止または軽減できたと認められる額、第4号の場合は権利の保全または行使によって軽減できたと認められる額、第5号の場合は当社が保証責任がないと認めた額それぞれを控除して保険金を支払います。
  - (3) 第3号の場合は、保険金を支払いません。
- 4 第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、本条各項の規定を次のとおり取扱います。
- (1) 第1項の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「住宅所有者」と読み替えます。ただし、この場合、同項第1号②および③ならびに第2号から第6号までの規定については適用しません。
  - (2) 第3項の規定を次のとおり読み替えます。  
「住宅所有者が正当な理由なく第1項第1号の義務に違反した場合、当会社は保険金を支払いません。ただし、通知を受けた時点で、当社が保険金支払いにかかる調査、審査もしくは保険金の支払いを行うにあたり、差し障りがないと判断した場合にはこのかぎりではありません。」
- 5 第1項第1号の通知を受けた場合、当会社は直ちに保険付保住宅における瑕疵の有無およびその範囲に関する現場調査を実施します。第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合で、この調査において保険事故の存在が見込まれるときには、当会社は住宅所有者の行う補修事業者の選定および補修方法の検討など、保険金支払い額を確定するための協力と助言を行い、選定された補修事業者等と連携し、

住宅所有者との間で速やかに補修の内容および費用の見積額に関する協議を行うものとします。

(当会社による解決)

第 11 条 被保険者が、住宅所有者から補修または損害賠償の請求を受けた場合において、当会社が必要と認めたときは、当会社は被保険者に代り自己の費用でその解決に当ることが出来ます。この場合において、被保険者は、当会社が行う全ての要求に協力しなければなりません。

2 被保険者が、正当な理由なく前項の要求に協力しないときは、当会社は、保険金を支払いません。

(保険金請求の手続き)

第 12 条 被保険者が、この保険契約によって保険金の支払いを受けようとするときは、保証責任が確定した日からその日を含めて 30 日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険金請求書およびその保証責任を証明する書類、その他当会社が必要と認める書類を提出しなければなりません。

2 保険契約者または被保険者が前項の書類の記載事項について、故意に当会社に知っている事実を告げず、もしくは不実のことを告げたとき、その書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造したとき、または前項の義務に違反したときは、当会社は保険金を支払いません。

3 第 1 条 (保険金を支払う場合) 第 2 項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、第 1 項の規定中「被保険者」とあるのは「住宅所有者」と、第 2 項の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「住宅所有者」とそれぞれ読み替えます。

(保険金の支払い)

第 13 条 当会社は、被保険者が前条の手続をした日からその日を含めて 30 日以内に保険金を支払います。ただし、当会社がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、これを終了した後遅滞なく保険金を支払います。

2 重複保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した保険金の支払責任額の合計額が保証責任の額を超えるときは、当会社は、この保険契約による支払責任額の前記合計額に対する割合によって保証責任を填補します。

3 第 1 条 (保険金を支払う場合) 第 2 項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、第 1 項の規定中「被保険者」とあるのは「住宅所有者」と読み替えます。

(代位)

第 14 条 被保険者が他人に対し補修請求権を含む追完請求権、損害賠償請求権、解除権、解除に伴う原状回復請求権または代金減額請求権を有する場合において、当会社が被保険者に保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の限度において、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

2 被保険者は、前項の規定により当会社が取得した権利を行使するために必要な一切の書類を遅滞なく当会社に提出しなくてはなりません。

3 第 1 条 (保険金を支払う場合) 第 2 項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、前 2 項の規定中「被保険者」とあるのは「住宅所有者」と読み替えます。

4 当会社は、第 1 項の規定に基づき取得する権利 (前項の読み替えにより当会社が取得する権利を含みます。)のうち、保険契約者、被保険者 (その下請負人を含みます。)、またはそれらの者と雇用契約のある者に対する限り、これを行使しません。

(紛争処理)

- 第 15 条 当社は、住宅瑕疵担保履行法第 33 条第 1 項に規定する紛争のあつせん、調停または仲裁（以下これらを総称して「紛争処理」といいます。）について、同項に規定する指定住宅紛争処理機関（以下「指定住宅紛争処理機関」といいます。）から当社に意見照会のあつたときは、意見を提出します。
- 2 当社は、紛争処理において、指定住宅紛争処理機関が当社の参加が必要と認めるときは、利害関係人として紛争処理に参加します。
  - 3 当社は、紛争処理において、指定住宅紛争処理機関から当社に意見照会があつた場合には、成立した調停の結果を尊重します。また、当社が紛争処理の利害関係人として調停等に参加した場合には、当社は、特段の事情がない限り、提示された和解案または調停案を受け入れるものとします。

(直接請求に関する紛争処理)

- 第 15 条の 2 当社は、第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項の規定に基づく保険金請求に関する紛争処理において、当社が紛争処理の被申請人として調停等に参加した場合には、特段の事情がない限り、指定住宅紛争処理機関から提示された和解案または調停案を受け入れるものとします。

(保険協会審査会)

- 第 15 条の 3 被保険者は、当社と締結した保証期間延長瑕疵保証責任保険契約の保険金支払いに関して当社との間で紛争が生じた場合には、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会により設置される審査会（以下「保険協会審査会」といいます。）に当該紛争の審査を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求が行われた案件について、保険協会審査会の見解が示された場合には、特段の事情がない限り、当該見解に従うこととします。

(住宅所有者への周知等)

- 第 16 条 被保険者は、住宅所有者に対して、被保険者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお保証責任を履行できない場合に住宅所有者が有する第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項に規定する保険金請求にかかる権利、その権利にしたがって保険金請求を行う場合の手続き、紛争処理にかかる事項およびその他住宅所有者が留意すべき諸事項について、住宅所有者への周知を行い、保険契約の概要を記載した書面を交付することとします。
- 2 被保険者は、当社から保険付保証明書書の交付を受けた場合は住宅所有者に交付します。

(保険契約の無効)

- 第 17 条 法律上契約無効となる場合のほか、この保険契約締結の当時、保険契約に関し、保険契約者、被保険者、住宅所有者またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があつたときには、この保険契約は無効とします。

(保険契約の変更または解除－保険契約者の申出による場合)

- 第 18 条 保険契約の締結後において、保険契約者は、住宅所有者の了解を得ない限りこの保険契約を変更または解除することができません。ただし、次の各号に該当し、当社が必要と認めた場合を除きます。

- (1) 次に掲げる保険契約者および被保険者の氏名または名称等の変更
  - ①法人における屋号の変更
  - ②婚姻による改姓等における氏名の変更

- ③上記に準じる軽微な変更
- (2) 保険契約者および被保険者の基本情報（住所、連絡先等をいいます。）の変更
  - (3) 他契約の有無に関する変更
  - (4) 相続または会社合併等の事由による包括承継ともなう保険契約者および被保険者の変更

（保険契約の解除－義務違反等による場合）

第 19 条 当社は、次の各号に掲げる場合には、この保険契約を解除することができます。

- (1) 第 7 条（告知義務）第 1 項の場合で、同条第 2 項に該当せず、保険金が支払われない場合
- (2) 第 8 条（通知義務）第 2 項の規定により保険金が支払われない場合

（解除の効力）

第 20 条 前 2 条の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

（保険料の返還－無効の場合）

第 21 条 当社は、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によるこの保険契約の無効の場合には、保険料を返還しません。

- 2 当社は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によらないこの保険契約の無効の場合には、保険料から当社が要した費用を控除した額のうち、保険期間月数から既経過月数（保険期間の初日から当社が無効の事実を知った日までに経過した月数をいい、その月数が 1 ヶ月に満たない場合は 1 ヶ月と数えます。）を差引いた月数に相当する保険料を返還します。ただし、無効が当社の責に帰する事由によるときは保険料の全額を返還します。

（保険料の返還－解除の場合）

第 22 条 この保険契約の解除の場合には、保険料から当社が要した費用を控除した額のうち、保険期間月数から既経過月数（保険期間の初日から、解除の日までに経過した月数をいい、その月数が 1 ヶ月に満たない場合は 1 ヶ月と数えます。）を差引いた月数に相当する保険料を返還します。ただし、解除の日が、保険期間の初日より前である場合は、保険料の全額から当社が要した費用を控除した額を返還します。

（訴訟の提起）

第 23 条 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

（約款の変更）

第 24 条 当社は、次の各号のいずれかの場合は、この約款を変更することができます。

- (1) 変更が、保険契約者または被保険者の一般の利益に適合するとき
- (2) 変更が保険契約を締結した目的に反せず、かつ、その必要性、変更後の内容の相当性およびその内容、その他の変更に関する事情に照らして合理的なものであるとき

（準拠法）

第 25 条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令に準拠するものとします。

## 附 則

第1条 保険付保住宅の保険開始日が2020年3月31日以前の場合には、本約款の規定は次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条第1項(5)保証責任に掲げる定義は、「被保険者が当会社所定の保証書による住宅所有者との約定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第570条に規定する保険付保住宅の隠れた瑕疵または同法第634条第1項および同条第2項前段に規定する瑕疵により住宅所有者に生じた損害に対し負担する修補または損害賠償を行う責任をいいます。この責任は民法第570条において準用される第566条第1項ならびに同法第634条第1項および第2項前段に規定する担保の責任（同条第1項および第2項前段中「注文者」とあるのは「住宅所有者」と、同条第1項中「請負人」とあるのは「被保険者」とします。）と同等の責任に限ります。」と読み替える。
- (2) 第3条第1項柱書の規定中、「次の費用または負担」とあるのは、「次の費用または損害賠償金」と読み替える。
- (3) 第3条第1項第1号ただし書は、「ただし、補修にかわり損害賠償金を支払う場合には、実際に補修を行ったとした場合に要する直接費用を限度とし、損害賠償金の支払いによって代位取得するものがある場合はその価格を控除します。」と読み替える。
- (4) 第4条第1項、および同条第3項の各規定中、「損害賠償金等」とあるのは、いずれも「損害賠償金」と読み替える。
- (5) 第14条第1項の規定中、「補修請求権を含む追完請求権、損害賠償請求権、解除権、解除に伴う原状回復請求権または代金減額請求権」とあるのは、「補修請求権または損害賠償請求権」と読み替える。

## 保証期間延長瑕疵保証責任保険（保険期間 5 年保証対象メンテナンス工事あり） 普通保険約款

（保険金を支払う場合）

第 1 条 住宅保証機構株式会社(以下「当会社」といいます。)は、この約款に従い、保険証券記載の住宅(以下「保険付保住宅」といいます。)の基本構造部分の瑕疵（保険付保住宅の保険加入時点における瑕疵をいいます。）に起因して、保険付保住宅が基本構造部分の基本的な耐力性能または防水性能を満たさない場合（以下「保険事故」といいます。）、被保険者が住宅所有者に対し保証責任を負担することによって生じる損害（以下「損害」といいます。）について保険金を支払います。

2 前項の規定にかかわらず、当会社は、保険付保住宅に保険事故が発生し、被保険者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお保証責任を履行できず、住宅所有者から保険金請求を受けた場合において、被保険者が保証責任を履行するべきであった住宅所有者の損害の範囲において、この約款の規定にしたがい住宅所有者に対し、保険金を支払います。この場合、当会社は、この約款に基づき被保険者に対して保証責任を填補したものとみなします。

（用語の定義）

第 2 条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 基本構造部分

構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分をいいます。

(2) 構造耐力上主要な部分

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）（以下「住宅品確法施行令」といいます。）第 5 条第 1 項に規定する次に掲げる住宅の各部分で、保険付保住宅の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧もしくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるものをいいます。

①基礎

②基礎ぐい

③壁

④柱

⑤小屋組

⑥土台

⑦斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいいます。）

⑧床版

⑨屋根版または横架材（はり、けたその他これらに類するものをいいます。）

(3) 雨水の浸入を防止する部分

住宅品確法施行令第 5 条第 2 項に規定する次に掲げる住宅の部分です。

①住宅の屋根もしくは外壁またはこれらの開口部に設ける戸、わくその他建具

②雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根もしくは外壁の内部または屋内にある部分

(4) 瑕疵

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 2 条第 5 項に規定する瑕疵をいいます。

(5) 保証責任

被保険者が当会社所定の保証書による住宅所有者との約定に基づき、保険付保住宅の瑕疵により住宅取得者に生じた損害に対し負担する、民法(明治29年法律第89号)第415条、第541条及び第542条並びに同法第562条及び第563条に規定する担保の責任(同法第559条により準用されるものを含む。)と同等の責任をいいます。

(6) 保険開始日

被保険者が住宅所有者に保証責任の開始を約定する日で、保険証券に記載された日をいいます。

(7) 住宅所有者

保険付保住宅を所有する者で、保険証券記載の者をいいます。

(8) 調査費用

保険事故が発生したことにより保険付保住宅の補修が必要となる場合において、補修が必要な範囲、補修の方法または補修の金額を確定するための調査費用(瑕疵の存在の有無を調査するための費用を除きます。)をいいます。

(9) 仮住居・移転費用

保険事故が発生したことにより保険付保住宅の補修を行う際に、居住者の移転が必要な場合において、保険付保住宅の補修期間中における保険付保住宅の居住者の仮住居費用および移転費用をいいます。

(10) 重複保険契約

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約をいいます。

(11) 倒産等

被保険者が次のいずれかに当てはまる状態をいいます。

①破産手続開始の決定があった場合、または破産手続開始の申立てにより事業を停止する等保証責任を履行する能力を喪失していると認められる場合

②更生手続開始の申立てまたは再生手続開始の申立てを行った場合において、事業を停止する等保証責任を履行する能力を喪失していると認められる場合

③保証責任を履行する能力を喪失し、特別清算の申立てを行った場合

④銀行取引停止処分を受け、事業継続を断念する等保証責任を履行する能力を喪失していると認められる場合

⑤個人事業者において事業主が死亡した場合

⑥保証責任を履行する能力を喪失し、個人事業主が廃業した場合、または持分会社の事業者が任意清算を行った場合

⑦上記①～⑥に同等または準ずる状態であると判断される場合

(12) 共同住宅等

一戸建住宅(一つの建物が一つの人の居住の用に供する家屋であるものをいいます。)以外の住宅をいい、構造を異にし簡易に作られた物置、ポンプ室、ボイラ室等の部分を除きます。

(13) 専有部分

建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。)第2条第3項に規定する専有部分をいいます。

(14) 共用部分

区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいいます。

(15) 保険証券

この保険契約の対象となる保険内容について記載し、当会社が保険契約者に対して発行する書面をいいます。

(16) 保険付保証明書

この保険契約の対象となる保険内容について記載し、住宅所有者に交付することを前提に、当会社が保険契約者に対して発行する書面をいいます。



(損害の範囲)

第3条 当社が第1条(保険金を支払う場合)の規定により保険金を支払うべき損害の範囲は、次の費用または負担とします。ただし、共用部分の瑕疵に基づく損害については、第1号、第2号、第4号及び第5号の費用または負担は、当該費用または負担の額に対象住宅が属する住棟全体の専有部分の床面積に対する対象住宅の専有部分の床面積の割合を乗じた額に限り、

- (1) 保険事故の原因である瑕疵を補修するために被保険者が支出すべき直接補修に必要なとされる材料費、労務費、その他の直接費用(基本構造部分の瑕疵に起因する保険付保住宅の基本構造部分以外の部分の滅失またはき損を補修するための直接費用を含みます。保険付保住宅の基本構造部分が基本的な耐力性能または防水性能を回復するために要する費用を限度とし、保険開始日における設計・仕様・材質等を上回ることにより増加した補修費用については含みません。以下同様とします。)。ただし、補修にかわり民法第415条、第541条及び第542条並びに同法第562条及び第563条に規定する担保の責任(同法第559条により準用されるものを含む。)と同等の責任(以下、「損害賠償責任等」といいます。)を履行する場合には、損害賠償責任等に基づいて被保険者が負うべき負担(以下、「損害賠償金等」といいます。ただし、実際に補修を行った場合に要する直接費用を限度とし、損害賠償責任等の履行によって代位取得するものがある場合はその価格を控除します。)とします。
- (2) 被保険者が支出した調査費用。ただし当社が事前に認めた必要かつ妥当な費用に限り、
- (3) 被保険者が支出した仮住居・移転費用。ただし当社が事前に認めた必要かつ妥当な費用に限り、
- (4) 被保険者が第10条(保険事故の発生)第1項第4号の義務を履行するために支出した必要または有益な費用
- (5) 被保険者が第11条(当社による解決)第1項の協力のために支出した費用

2 第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 前項第1号の規定中「被保険者が支出すべき」とあるのは「住宅所有者が支出する」と読み替えます。
- (2) 前項第2号および第3号の規定中「被保険者」とあるのは「住宅所有者」と読み替えます。

(保険金の支払方法および支払限度額)

第4条 前条第1項第1号から第3号までの費用または損害賠償金等について当社が支払うべき保険金の額は、1回の保険事故(1 保険付保住宅につき同一の被保険者について、同時に発見された保険事故をいい、原因となった瑕疵の異同、発生のおよび部分または補修請求の数にかかわらず)につき、次の各号の額にそれぞれ縮小填補割合80%を乗じた額とします。

- (1) 前条第1項第1号の費用または損害賠償金等の合計額から免責金額の10万円を控除した残額
  - (2) 前条第1項第2号の費用の額
  - (3) 前条第1項第3号の費用の額
- 2 前条第1項第2号および第3号の費用について当社が前項に基づき支払う保険金の額は、次の額を限度とします。
- (1) 前条第1項第2号の費用  
一戸建住宅 1回の保険事故について、前条第1項第1号の費用の10%か10万円のいずれか大きい額。ただし保険期間を通じて50万円を限度。

共同住宅等 1回の保険事故について、前条第1項第1号の費用の10%か10万円のいずれか大きい額。ただし保険期間を通じて200万円を限度。

(2) 前条第1項第3号の費用

1 保険付保住宅あたり保険期間を通じて50万円

- 3 当社が1保険付保住宅につき保険期間を通じて支払う保険金は、前条第1項第1号から第3号までの費用または損害賠償金等について前2項に基づき支払う保険金の額を通算して、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。
- 4 当社は、前条第1項第4号および第5号の費用については、その全額を保険金として支払います。
- 5 当社が本保険証券で支払うべき保険金の額は、当社が同一事業年度に締結した保証期間延長瑕疵保証責任保険の保険契約により保険期間を通じて支払われる保険金を通算して、一戸建住宅または共同住宅等についてそれぞれ30億円を限度とします。
- 6 当社が同一事業年度の間当社に報告がなされたすべての事故に対して支払う保険金の額は、当社が締結した保証期間延長瑕疵保証責任保険の保険契約により当該期間中に支払われる保険金を通算して、一戸建住宅または共同住宅等についてそれぞれ30億円を限度とします。
- 7 第1条（保険金を支払う場合）第2項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、第1項の規定中「縮小填補割合80%」とあるのは「縮小填補割合100%」と読み替えます。

(保険金を支払わない場合)

第5条 当社は、次に掲げる事由により生じた保証責任（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった保証責任を含みます。）については、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者（その下請負人を含みます。）、住宅所有者、保険付保住宅にかかる建設工事、設計、工事監理等を行うために締結された請負契約もしくは受託契約の当事者（これらの当事者と締結された下請負契約または再受託契約の当事者、およびこれらの者から重層的に契約が締結されたいずれの当事者も含みます。）、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失
- (2) 保険付保住宅にかかる工事における建材または内外装の色または模様の選択（塗装作業における塗料の色の選択を含みます。）の誤り
- 2 当社は、次に掲げる事由により生じた保証責任（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった保証責任を含みます。）については、保険金を支払いません。
  - (1) 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
  - (2) 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
  - (3) 保険付保住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは保険付保住宅の性質による結露または瑕疵によらない保険付保住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
  - (4) 瑕疵に起因して生じた傷害・疾病・死亡・後遺障害
  - (5) 瑕疵に起因して生じた保険付保住宅以外の財物の滅失もしくはき損または保険付保住宅その他財物の使用の阻害
  - (6) 保険付保住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理（定期的に必要なとされる計画修繕を怠った場合は著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。）
  - (7) 当社もしくは被保険者が不適当であることを指摘したにもかかわらず住宅所有者が採用させた設計・施工方法または資材等の瑕疵、または被保険者もしくは被保険者

の下請業者以外の者に住宅所有者が行わせた施工の瑕疵等のうち、それらの者の責めに帰すべき事由

- (8) 保険開始日以降に行われた保険付保住宅の増築・改築・補修(第1条(保険金を支払う場合)に規定する保険事故における補修を含みます。)の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
  - (9) 保険開始日以降に行われた保険付保住宅の補修作業上の手ぬかりもしくは技術の拙劣または正当な理由のない補修の遅延
  - (10) 被保険者が住宅所有者に保証責任の開始を約定する時点において実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた事由
  - (11) 保険付保住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等その他の事象
  - (12) 保険付保住宅にかかる工事に伴い設置、更新または修繕された機器、器具または設備自体の不具合(被保険者による施工または組み立て上の瑕疵による場合は除きます。)
  - (13) 保険事故によらずに生じた、防音性能または断熱性能の未達その他の買主が意図した効能または性能の不発揮
- 3 当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)が直接的または間接的な原因となって、保険付保住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害(以下「被害」といいます。)が生じた場合は、この被害に係る保証責任(地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、保険付保住宅が滅失または損傷していない場合を除きます。)に対しては保険金を払いません。
- 4 当社は、次に掲げる事由によって生じた保証責任(これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた保証責任、および発生原因のいかんを問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた保証責任、ならびにこれらの事由がなければ発見されなかった瑕疵によって生じた保証責任を含みます。)については、保険事故に該当するか否かにかかわらず、保険金を支払いません。
- (1) 戦争(宣戦の前後および開戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
  - (2) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性
  - (3) 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品、または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性
- 5 当社は、被保険者と住宅所有者との間の約定により、被保険者が当社所定の保証書の範囲を超えて責任を負担する場合には、当該超える範囲により生じた責任については、保険金を支払いません。

(始期および終期)

- 第6条 保険期間は、その初日の午前0時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まり、末日の午後12時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に終わります。
- 2 前項の保険期間は、原則として保険開始日から5年間とします。ただし、保険証券にこれと異なる保険期間が記載されている場合にはこの限りではありません。
  - 3 第1項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
  - 4 当社は、保険事故が住宅所有者または被保険者により第1項の保険期間中に発見された場合に限り保険金を支払います。ただし、保険期間が始まった後であっても、当社は、当該保険付保住宅についての保険料領収前に発見された保険事故による保証責任につい

ては、保険金を支払いません。

(告知義務)

第 7 条 当社は、保険契約締結の当時、保険契約者、もしくは被保険者またはこれらの者の代理人が故意または重大な過失によって保険契約申込書およびその添付書類の記載事項について、当社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、保険金を支払いません。

2 前項の規定は次の場合には適用しません。

- (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、保険事故の発生前に、保険契約申込書およびその添付書類の記載事項につき、書面をもって更正を当社に申し出て、保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が更正すべき事実を当社に告げても当社が保険契約を締結していたと認める場合
- (3) 当社が保険契約締結の当時、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた、または過失によってこれらを知らなかった場合
- (4) 保険契約者が別に定める割増保険料を支払うことにより、契約内容の是正を行うことを当社が認めた場合

(通知義務)

第 8 条 保険契約締結の後、次の場合において、保険契約者または被保険者は、変更の事実がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、書面でその旨を当社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。ただし、その変更の事実がなくなった後は、この限りではありません。

- (1) 重複保険契約、または同一の住宅に対して付保される本契約と同種の危険を担保する保険契約を他の保険者と締結しようとするとき、またはこれらの契約が存在することを知ったとき。
  - (2) 前号の場合のほか、保険契約申込書もしくは保険証券の記載事項を変更しようとするとき、またはこれらの変更が生じたことを知ったとき。
- 2 前項の手続きを怠った場合においては、当社は、前項の変更の事実が発生したとき、または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知ったときから、当社が前項の承認の裏書の請求書を受領するまでの間に生じた保険事故については、保険金を支払いません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
- (1) 変更の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなると当社が認めた場合
  - (2) 前項の手続きを怠ったことについて、相当な理由が認められる場合で、保険契約者が別に定める割増保険料を支払い、契約内容の是正を行うことにより、前項の通知がなされていたものと当社が認める場合

(当社による調査に応じる義務)

第 9 条 当社は、保険期間中いつでも、当社による保険事故の予防措置の調査実施と、その結果に基づく不備の改善を保険契約者または被保険者に請求することができ、保険契約者または被保険者はこれに応じなければなりません。

(保険事故の発生)

第 10 条 保険契約者または被保険者は保険事故に該当すると思われる瑕疵の発見をしたとき、通知を受けたとき、または保険事故もしくは保証責任を履行すべき事由が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

- (1) 次の事項をただちに書面で当会社に通知すること。
    - ①瑕疵を発見した日、保険事故を知った日、保証責任を履行すべき事由の発生を知った日、保険付保住宅のある場所、住宅所有者の名前ならびに瑕疵、保険事故および保証責任を履行すべき事由の状況
    - ②被保険者以外の者が補修を行おうとするときは、その者の住所および氏名
    - ③補修の内容および費用の見積額
  - (2) 保証責任を履行すべき事由の発生または拡大を防止または軽減するため、緊急措置として必要かつ妥当な範囲において保険付保住宅の検査、補修その他適切な措置を講ずること。
  - (3) 保険事故または保険事故が発生するおそれがある瑕疵の存在を知り、かつ、当該保険事故と同種の保険事故の発生を予見し得る場合は、その旨について当会社に通知すること。
  - (4) 保険事故につき被保険者が第三者に対して損害賠償その他の請求権を有する場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きを行うこと。
  - (5) 保証責任およびその額の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。
  - (6) 保証責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、すみやかに書面により当会社に通知すること。
- 2 前項第1号の通知が、正当な理由なく第6条(始期および終期)第1項の期間の終了後30日を過ぎてなされない場合には、当会社は保険金を支払いません。
  - 3 保険契約者または被保険者が正当な理由なく第1項各号の義務に違反した場合、次のとおり取扱います。
    - (1) 第1号および第6号の場合は保険金を支払いません。ただし、通知を受けた時点で、当社が保険金支払いにかかる調査、審査もしくは保険金の支払いを行うにあたり、差し障りがないと判断した場合にはこのかぎりではありません。
    - (2) 第2号の場合は当該措置を講ずることによって防止または軽減できたと認められる額、第4号の場合は権利の保全または行使によって軽減できたと認められる額、第5号の場合は当社が保証責任がないと認めた額それぞれを控除して保険金を支払います。
    - (3) 第3号の場合は、保険金を支払いません。
  - 4 第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、本条各項の規定を次のとおり取扱います。
    - (1) 第1項の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「住宅所有者」と読み替えます。ただし、この場合、同項第1号②および③ならびに第2号から第6号までの規定については適用しません。
    - (2) 第3項の規定を次のとおり読み替えます。

「住宅所有者が正当な理由なく第1項第1号の義務に違反した場合、当会社は保険金を支払いません。ただし、通知を受けた時点で、当社が保険金支払いにかかる調査、審査もしくは保険金の支払いを行うにあたり、差し障りがないと判断した場合にはこのかぎりではありません。」
  - 5 第1項第1号の通知を受けた場合、当会社は直ちに保険付保住宅における瑕疵の有無およびその範囲に関する現場調査を実施します。第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合で、この調査において保険事故の存在が見込まれるときには、当会社は住宅所有者の行う補修事業者の選定および補修方法の検討など、保険金支払い額を確定するための協力と助言を行い、選定された補修事業者等と連携し、住宅所有者との間で速やかに補修の内容および費用の見積額に関する協議を行うものとします。

(当会社による解決)

第 11 条 被保険者が、住宅所有者から補修または損害賠償の請求を受けた場合において、当社が必要と認めたときは、当社は被保険者に代り自己の費用でその解決に当ることが出来ます。この場合において、被保険者は、当社が行う全ての要求に協力しなければなりません。

2 被保険者が、正当な理由なく前項の要求に協力しないときは、当社は、保険金を支払いません。

(保険金請求の手続き)

第 12 条 被保険者が、この保険契約によって保険金の支払いを受けようとするときは、保証責任が確定した日からその日を含めて 30 日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に、保険金請求書およびその保証責任を証明する書類、その他当社が必要と認める書類を提出しなければなりません。

2 保険契約者または被保険者が前項の書類の記載事項について、故意に当社に知っている事実を告げず、もしくは不実のことを告げたとき、その書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造したとき、または前項の義務に違反したときは、当社は保険金を支払いません。

3 第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、第 1 項の規定中「被保険者」とあるのは「住宅所有者」と、第 2 項の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「住宅所有者」とそれぞれ読み替えます。

(保険金の支払い)

第 13 条 当社は、被保険者が前条の手続をした日からその日を含めて 30 日以内に保険金を支払います。ただし、当社がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、これを終了した後遅滞なく保険金を支払います。

2 重複保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した保険金の支払責任額の合計額が保証責任の額を超えるときは、当社は、この保険契約による支払責任額の前記合計額に対する割合によって保証責任を填補します。

3 第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、第 1 項の規定中「被保険者」とあるのは「住宅所有者」と読み替えます。

(代位)

第 14 条 被保険者が他人に対し補修請求権を含む追完請求権、損害賠償請求権、解除権、解除に伴う原状回復請求権、代金減額請求権または報酬返還請求権を有する場合において、当社が被保険者に保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の限度において、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

2 被保険者は、前項の規定により当社が取得した権利を行使するために必要な一切の書類を遅滞なく当社に提出しなくてはなりません。

3 第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項の規定に基づき住宅所有者に保険金を支払う場合には、前 2 項の規定中「被保険者」とあるのは「住宅所有者」と読み替えます。

4 当社は、第 1 項の規定に基づき取得する権利（前項の読み替えにより当社が取得する権利を含みます。）のうち、保険契約者、被保険者（その下請負人を含みます。）、またはそれらの者と雇用契約のある者に対する限り、これを行使しません。

(紛争処理)

第 15 条 当社は、住宅瑕疵担保履行法第 33 条第 1 項に規定する紛争のあつせん、調停または仲裁（以下これらを総称して「紛争処理」といいます。）について、同項に規定す

る指定住宅紛争処理機関（以下「指定住宅紛争処理機関」といいます。）から当会社に意見照会のあったときは、意見を提出します。

- 2 当社は、紛争処理において、指定住宅紛争処理機関が当社の参加が必要と認めるときは、利害関係人として紛争処理に参加します。
- 3 当社は、紛争処理において、指定紛争処理機関から当会社に意見照会があった場合には、成立した調停の結果を尊重します。また、当社が紛争処理の利害関係人として調停等に参加した場合には、当社は、特段の事情がない限り、提示された和解案または調停案を受け入れるものとします。

（直接請求に関する紛争処理）

第 15 条の 2 当社は、第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項の規定に基づく保険金請求に関する紛争処理において、当社が紛争処理の被申請人として調停等に参加した場合には、特段の事情がない限り、指定住宅紛争処理機関から提示された和解案または調停案を受け入れるものとします。

（保険協会審査会）

第 15 条の 3 被保険者は、当社と締結した保証期間延長瑕疵保証責任保険契約の保険金支払いに関して当社との間で紛争が生じた場合には、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会により設置される審査会（以下「保険協会審査会」といいます。）に当該紛争の審査を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求が行われた案件について、保険協会審査会の見解が示された場合には、特段の事情がない限り、当該見解に従うこととします。

（住宅所有者への周知等）

第 16 条 被保険者は、住宅所有者に対して、被保険者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお保証責任を履行できない場合に住宅所有者が有する第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項に規定する保険金請求にかかる権利、その権利にしたがって保険金請求を行う場合の手続き、紛争処理にかかる事項およびその他住宅所有者が留意すべき諸事項について、住宅所有者への周知を行い、保険契約の概要を記載した書面を交付することとします。

- 2 被保険者は、当社から保険付保説明書の交付を受けた場合は住宅所有者に交付します。

（保険契約の無効）

第 17 条 法律上契約無効となる場合のほか、この保険契約締結の当時、保険契約に関し、保険契約者、被保険者、住宅所有者またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったときには、この保険契約は無効とします。

（保険契約の変更または解除－保険契約者の申出による場合）

第 18 条 保険契約の締結後において、保険契約者は、住宅所有者の了解を得ない限りこの保険契約を変更または解除することができません。ただし、次の各号に該当し、当社が必要と認めた場合を除きます。

(1) 次に掲げる保険契約者および被保険者の氏名または名称等の変更

- ①法人における屋号の変更
- ②婚姻による改姓等における氏名の変更
- ③上記に準じる軽微な変更

(2) 保険契約者および被保険者の基本情報（住所、連絡先等をいいます。）の変更

(3) 他契約の有無に関する変更

(4) 相続または会社合併等の事由による包括承継ともなう保険契約者および被保険者

## の変更

(保険契約の解除－義務違反等による場合)

第 19 条 当社は、次の各号に掲げる場合には、この保険契約を解除することができます。

(1) 第 7 条（告知義務）第 1 項の場合で、同条第 2 項に該当せず、保険金が支払われない場合

(2) 第 8 条（通知義務）第 2 項の規定により保険金が支払われない場合

(解除の効力)

第 20 条 前 2 条の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(保険料の返還－無効の場合)

第 21 条 当社は、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によるこの保険契約の無効の場合には、保険料を返還しません。

2 当社は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によらないこの保険契約の無効の場合は、保険料から当社が要した費用を控除した額のうち、保険期間月数から既経過月数（保険期間の初日から当社が無効の事実を知った日までに経過した月数をいい、その月数が 1 ヶ月に満たない場合は 1 ヶ月と数えます。）を差引いた月数に相当する保険料を返還します。ただし、無効が当社の責に帰する事由によるときは保険料の全額を返還します。

(保険料の返還－解除の場合)

第 22 条 この保険契約の解除の場合には、保険料から当社が要した費用を控除した額のうち、保険期間月数から既経過月数（保険期間の初日から、解除の日までに経過した月数をいい、その月数が 1 ヶ月に満たない場合は 1 ヶ月と数えます。）を差引いた月数に相当する保険料を返還します。ただし、解除の日が、保険期間の初日より前である場合は、保険料の全額から当社が要した費用を控除した額を返還します。

(訴訟の提起)

第 23 条 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとしします。

(約款の変更)

第 24 条 当社は、次の各号のいずれかの場合は、この約款を変更することができます。

(1) 変更が、保険契約者または被保険者の一般の利益に適合するとき

(2) 変更が保険契約を締結した目的に反せず、かつ、その必要性、変更後の内容の相当性およびその内容、その他の変更に関する事情に照らして合理的なものであるとき

(準拠法)

第 25 条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令に準拠するものとしします。

## 附 則

第 1 条 保険付保住宅の保険開始日が 2020 年 3 月 31 日以前の場合には、本約款の規定は次のとおり読み替えます。

(1) 第 2 条第 1 項(5)保証責任に掲げる定義は、「被保険者が当社所定の保証書による住宅所有者との約定に基づき、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 570 条に規定する保険付保住宅の隠れた瑕疵または同法第 634 条第 1 項および同条第 2 項前段に規定する



瑕疵により住宅所有者に生じた損害に対し負担する修補または損害賠償を行う責任をいいます。この責任は民法第 570 条において準用される第 566 条第 1 項ならびに同法第 634 条第 1 項および第 2 項前段に規定する担保の責任（同条第 1 項および第 2 項前段中「注文者」とあるのは「住宅所有者」と、同条第 1 項中「請負人」とあるのは「被保険者」とします。）と同等の責任に限ります。」と読み替える。

- (2) 第 3 条第 1 項柱書の規定中、「次の費用または負担」とあるのは、「次の費用または損害賠償金」と読み替える。
- (3) 第 3 条第 1 項第 1 号ただし書は、「ただし、補修にかわり損害賠償金を支払う場合には、実際に補修を行ったとした場合に要する直接費用を限度とし、損害賠償金の支払いによって代位取得するものがある場合はその価格を控除します。」と読み替える。
- (4) 第 4 条第 1 項、および同条第 3 項の各規定中、「損害賠償金等」とあるのは、いずれも「損害賠償金」と読み替える。
- (5) 第 14 条第 1 項の規定中、「補修請求権を含む追完請求権、損害賠償請求権、解除権、解除に伴う原状回復請求権、代金減額請求権または報酬返還請求権」とあるのは、「補修請求権または損害賠償請求権」と読み替える。

**故意・重過失損害担保特約条項**  
**(保証期間延長瑕疵保証責任保険用)**

(保険金を支払う場合)

- 第 1 条 この特約条項を付帯された保険契約について、保証期間延長瑕疵保証責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 5 条（保険金を支払わない場合）第 1 項および第 7 条（告知義務）第 1 項のただし書きの規定により、普通保険約款第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項に定める場合に該当するときは、被保険者または住宅事業関係者の故意または重大な過失に基づいて生じた事故による損害（以下「故意・重過失損害」といいます。）について、住宅取得者からの請求に基づき保険金を支払います。ただし、住宅所有者が、普通保険約款第 5 条（保険金を支払わない場合）第 1 項の事由により生じた損害であることまたは普通保険約款第 7 条（告知義務）第 1 項の義務違反に該当するものであることという事実を知っていた場合はこのかぎりではありません。
- 2 前項において、当社が支払った保険金は被保険者に対して支払われたものとみなします。

(保険金支払限度額)

- 第 2 条 この特約に基づき支払う対象住宅あたりの保険金の額は、保険期間を通じ、故意・重過失損害以外の事故による損害に対して支払う保険金と合わせて保険証券記載の額を限度とします。

(保険金支払限度額の特則)

- 第 3 条 前条の規定にかかわらず、故意・重過失損害に対して当社が支払いを受ける再保険金の額が削減される場合は、当社が支払うべき保険金の額について、その再保険金の額を限度とします。
- 2 前項の規定により当社が支払うべき保険金を削減するおそれがあるときは、当社は、支払うべき保険金の一部を概算払いし、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

(代位)

- 第 4 条 第 1 条（保険金を支払う場合）の規定に基づき保険金が支払われる場合は、普通保険約款第 14 条（代位）第 4 項の規定は適用しません。

(普通保険約款等との関係)

- 第 5 条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

## 保険料の口座振替に関する特約条項 (保証期間延長瑕疵保証責任保険用)

### (保険料領収の方法)

第 1 条 この特約条項が付帯された保険契約において、保険料の領収は、当社が定めた指定期日（以下「保険料振替日」といいます。）に保険契約者が指定する保険料引落しを行う口座（以下「指定口座」といいます。）から当社に振替えることによって行うものとします。ただし、当社がその他の払込み方法によって払込むことを承認している場合はこの限りではありません。

### (保険料の払込み)

第 2 条 保険契約者は、保険料振替日の前日までに指定口座に振替予定額以上の残高を預け入れておくこととします。

- 2 保険料振替日が金融機関の休業日に該当し、指定口座から口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は保険料振替日に払込みがあったものとみなします。
- 3 指定口座からの振替は保険申込みを行った月の翌月の保険料振替日に、保険料の全額を一括して行うものとします。ただし、当社がその他の払込み方法によって払込むことを承認している場合はこの限りではありません。
- 4 前項の振替が残高不足等の事由により不能となった場合には、前項の保険料振替日の翌月の保険料振替日に振替を行うものとし、その振替についても不能であった場合には、保険契約者は当社の指定する期日までに保険料を当社の指定する口座に振込みによって払込まなければなりません。

### (保険契約の締結と効力)

第 3 条 前 2 条の規定に基づく口座振替による保険料の領収が正当に完了したことが確認できない場合には、当社は、保険責任が始まった後であったとしても、当該保険付保住宅において保険料領収前に発見された事故による損害については、保険金を支払いません。

- 2 保険契約の締結に必要となる当社所定の書面等の提出が正しく完了（前条第 4 項においては指定する期日までの振込みが完了している状態をいいます。）している場合には、前項の規定にかかわらず保険金を支払います。
- 3 被保険者が、保険料の払込みの前に保険金の支払いを受ける場合は、その支払いを受ける前に、保険契約者は保険料を当社に払い込まなければなりません。

### (保険料不払いによる解除)

第 4 条 当社は、第 2 条（保険料の払込み）第 4 項の規定においても保険料の払込みがなされない場合には、この保険契約を解除することができます。

- 2 前項により解除を行う場合、解除の効力は保険期間の初日から将来に向かって生じます。

### (普通保険約款等との関係)

第 5 条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに付帯されるその他の特約条項の規定を準用します。

**給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備の保証責任に関する特約条項  
(保証期間延長瑕疵保証責任保険用)**

(保険金を支払う場合)

第 1 条 当社は、この特約条項に従い、保証期間延長瑕疵保証責任保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 1 条（保険金を支払う場合）第 1 項に規定する事由のほか、保険付保住宅の基本構造部分等の瑕疵に起因して、次の各号に掲げる事由が生じた場合に、被保険者が住宅所有者に対し保証責任を負担することによって生じる損害について保険金を支払います。

- (1) 給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさないこと
- (2) 給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われること

(用語の定義)

第 2 条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

- (1) 基本構造部分等

構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分のほか、次に掲げる部分をいいます。

- イ 給排水管路
- ロ 給排水設備
- ハ 電気設備
- ニ ガス設備

- (2) 給排水管路

保険付保住宅または敷地内（戸建住宅に限ります。以下、本条において同様とします。）に設置された給水管、給湯管、排水管または污水管（給排水設備との継ぎ手部分を含みます。）をいいます。ただし、水道事業者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理している部分および設備機器に係る部分を除きます。

- (3) 給排水設備

保険付保住宅（戸建住宅及び共同住宅等の共用部分に限ります。以下、本条において同様とします。）またはその敷地内に設置された受水槽、揚水ポンプ、高置水槽、電気温水器、雑排水ポンプ、湧水排水ポンプ、污水ポンプまたはますをいいます。ただし、水道事業者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理している部分を除きます。

- (4) 電気設備

保険付保住宅またはその敷地内に設置された変圧器、受配電盤、制御、監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、碍子、碍管、保護装置、支持フレーム、母線、配線をいいます。ただし、電気事業者が所有または管理している部分を除きます。

- (5) ガス設備

保険付保住宅またはその敷地内に設置されたガス管をいいます。ただし、ガスメーターおよびガス事業者が所有又は管理する部分を除きます。

(読み替え規定)

第 3 条 この特約条項が適用される保険契約においては、普通保険約款各条の規定を次のとおり読み替えます。

- (1) 普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 項の規定中「第 1 条（保険金を支払う場合）の規定により」とあるのは「第 1 条（保険金を支払う場合）および給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備の保証責任に関する特約条項第 1 条（保険金を支払う場

合)の規定により」

(2) 普通保険約款第5条(保険金を支払わない場合)第2項第8号の規定中「第1条(保険金を支払う場合)に規定する」とあるのは「第1条(保険金を支払う場合)および給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備の保証責任に関する特約条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する」

(始期および終期)

第4条 この特約条項が適用される保険契約の保険期間は、普通保険約款第6条(始期および終期)第2項の規定のほか、第1条(保険金を支払う場合)の事由による場合、保険開始日から5年間とします。ただし、保険証券にこれと異なる保険期間が記載されている場合にはこの限りではありません。

(普通保険約款等との関係)

第5条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

## 給排水管路の保証責任に関する特約条項 (保証期間延長瑕疵保証責任保険用)

(保険金を支払う場合)

第 1 条 当社は、この特約条項に従い、保証期間延長瑕疵保証責任保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 1 条（保険金を支払う場合）第 1 項に規定する事由のほか、保険付保住宅の基本構造部分等の瑕疵に起因して、給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合に、被保険者が住宅所有者に対し保証責任を負担することによって生じる損害について保険金を支払います。

(用語の定義)

第 2 条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 基本構造部分等

構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分のほか、給排水管路をいいます。

(2) 給排水管路

保険付保住宅（戸建住宅及び共同住宅等の専有部分に限ります。）または敷地内（戸建住宅に限ります。）に設置された給水管、給湯管、排水管または汚水管（給排水設備との継ぎ手部分を含みます。）をいいます。ただし、水道事業者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理している部分および設備機器に係る部分を除きます。

(読み替え規定)

第 3 条 この特約条項が適用される保険契約においては、普通保険約款各条の規定を次のとおり読み替えます。

(1) 普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 項の規定中「第 1 条（保険金を支払う場合）の規定により」とあるのは「第 1 条（保険金を支払う場合）および給排水管路の保証責任に関する特約条項第 1 条（保険金を支払う場合）の規定により」

(2) 普通保険約款第 5 条（保険金を支払わない場合）第 2 項第 8 号の規定中「第 1 条（保険金を支払う場合）に規定する」とあるのは「第 1 条（保険金を支払う場合）および給排水管路の保証責任に関する特約条項第 1 条（保険金を支払う場合）に規定する」

(始期および終期)

第 4 条 この特約条項が適用される保険契約の保険期間は、普通保険約款第 6 条（始期および終期）第 2 項の規定のほか、第 1 条（保険金を支払う場合）の事由による場合、保険開始日から 5 年間とします。ただし、保険証券にこれと異なる保険期間が記載されている場合にはこの限りではありません。

(普通保険約款等との関係)

第 5 条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

## 住宅リフォームの瑕疵担保責任に関する特約条項

(保険金を支払う場合)

第 1 条 当社は、この特約条項に従い、保証期間延長瑕疵保証責任保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 1 条（保険金を支払う場合）第 1 項に規定する事由のほか、保険付保住宅のうち被保険者が保険対象リフォーム（基礎の新設を伴う増築工事を除きます。）を行った部分の瑕疵に起因して、次に掲げる事由が生じた場合に、被保険者が瑕疵担保責任を負担することによって生じる損害について保険金を支払います。

- (1) 保険対象リフォームを行った別表の「イ。」の欄に掲げる部分（構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分を除きます。）が、同表の「ロ。」の欄の事象を生ずるなど、保険対象リフォーム（基礎の新設を伴う増築工事を除きます。）を行った部分が社会通念上必要とされる性能を満たさないこと。

(用語の定義)

第 2 条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

- (1) 保険対象リフォーム

この保険契約の対象として保険証券に記載された保険付保住宅（保険付保住宅本体と直接的に接続された付属設備を含みます。）の増築（基礎の新設を伴うものを除きます。）、改築または補修工事をいいます。

- (2) 瑕疵担保責任

被保険者が住宅所有者との、当会社所定の保証書による約定に基づき負担する民法第 415 条、第 541 条及び第 542 条並びに同法第 559 条において準用する同法第 562 条及び第 563 条に規定する担保の責任をいいます。

(読み替え規定)

第 3 条 この特約条項が適用される保険契約においては、普通保険約款各条の規定を次のとおり読み替えます。

- (1) 普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 項の規定中「第 1 条（保険金を支払う場合）の規定により」とあるのは「第 1 条（保険金を支払う場合）および住宅リフォームの瑕疵担保責任に関する特約条項第 1 条（保険金を支払う場合）の規定により」

(始期および終期)

第 4 条 この特約条項が適用される保険契約の保険期間は、普通保険約款第 6 条（始期および終期）第 2 項の規定のほか、第 1 条（保険金を支払う場合）の事由による場合、保険開始日から 1 年間とします。ただし、保険証券にこれと異なる保険期間が記載されている場合にはこの限りではありません。

- 2 当社は、保険事故が住宅所有者または被保険者により第 1 項の保険期間中に発見された場合に限り保険金を支払います。ただし、保険期間が始まった後であっても、当社は、当該保険付保住宅についての保険料領収前に発見された保険事故によって被保険者に生じた損害については、保険金を支払いません。

(普通保険約款等との関係)

第 5 条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに付帯されるその他の特約条項の規定を準用します。

## 附 則

第1条 2020年3月31日以前に保険付保住宅を新築する建設工事の請負契約または保険付保住宅の売買契約が締結された場合には、本特約条項の規定は次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条第1項第2号の規定中、「民法第415条、第541条及び第542条並びに同法第559条において準用する同法第562条及び第563条に規定する担保の責任」とあるのは、「民法第634条第1項および同条第2項前段の担保の責任」と読み替える。



(別表)

	イ	ロ
コンクリート工事	玄関土間、犬走り又はテラス等の構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分	著しい沈下、ひび割れ、不陸又は隆起が生じること
木工事	床、壁、天井、屋根又は階段等の木造部分	著しいそり、すきま、割れ又はたわみが生じること
ボード、表装工事	床、壁又は天井等のボード又は表装工事による部分	仕上材に著しい剥離、変形、ひび割れ、変質、浮き、すき又はしみが生じること
建具、ガラス工事	内部建具の取付工事による部分	建具又は建具枠に著しい変形、亀裂、破損、開閉不良又はがたつきが生じること
左官、タイル工事	壁、床又は天井等の左官、吹付け、石張又はタイル工事部分	モルタル、プaster、しっくい又は石・タイル等の仕上部分若しくは石・タイル仕上げの目地部分に、著しい剥離、亀裂、破損又は変退色が生じること
塗装工事	塗装仕上の工事による部分	著しい白化、白亜化、はがれ又は亀裂が生じること
屋根工事	屋根仕上部分	屋根ふき材に著しいずれ、浮き、変形、破損又は排水不良が生じること
内部防水工事	浴室等の水廻り部分の工事による部分	タイル目地の亀裂又は破損、防水層の破断若しくは水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良が生じること
断熱工事	壁、床又は天井裏等の断熱工事を行った部分	断熱材のはがれが生じること
防露工事	壁、床又は天井裏等の防露工事を行った部分	適切な換気状態での、水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露水のしたたり又は結露によるかびの発生が生じること
電気工事	配管又は配線の工事を行った部分	破損又は作動不良が生じること
	コンセント又はスイッチの取付工事を行った部分	作動不良が生じること
給水、給湯または温水暖房工事部分	配管の工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること
	蛇口、水栓又はトラップの取付工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること
	厨房又は衛生器具の取付工事を行った部分	破損、水漏れ、排水不良又は作動不良が生じること
排水工事	配管の工事を行った部分	排水不良又は水漏れが生じること
汚水処理工事	汚水処理槽の取付工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること
ガス工事	配管の工事を行った部分	破損、ガス漏れ又は作動不良が生じること
	ガス栓の取付工事を行った部分	破損、ガス漏れ又は作動不良が生じること
雑工事	小屋裏、軒裏又は床下の換気孔の設置工事を行った部分	脱落、破損又は作動不良が生じること

## 包括保険契約特約条項 (保証期間延長瑕疵保証責任保険用)

### (用語の定義)

第 1 条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

- (1) 保険加入申込通知書  
保険契約者が包括保険契約の締結後、保険加入申込みをしようとする保険加入住宅等を通知する書類
- (2) 保険加入明細  
この保険契約の対象となる保険内容のうち、保険加入住宅に関する事項を当会社が定める方法により保険契約者に交付するもの
- (3) 保険付保証明書  
この保険契約の対象となる保険内容のうち、住宅所有者に関する事項を記載した当会社が発行する書類

### (読替え規定)

第 2 条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款各条の規定を次のとおり読替えて適用します。

- (1) 普通保険約款第 1 条 (保険金を支払う場合) 第 1 項の規定中「保険証券」とあるのは「保険証券または保険加入明細」(以下、普通保険約款及びこの保険契約に適用される他の特約条項において同じ。)
- (2) 普通保険約款第 7 条 (告知義務) 第 1 項の規定中「保険契約申込書」とあるのは「包括保険契約申込書または保険加入申込通知書」(以下、普通保険約款及びこの保険契約に適用される他の特約条項において同じ。)
- (3) 普通保険約款第 18 条 (保険契約の変更または解除—保険契約者の申出による場合) 第 1 項の規定中「保険契約の締結後」とあるのは「保険加入申込通知に対する保険加入明細交付後」と、「この保険契約」とあるのは「この保険加入申込通知」

### (保険加入住宅等の通知)

第 3 条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款第 8 条 (通知義務) の規定のほか、保険契約者は、原則として、保険契約者の営業日の毎日、営業終了時間までに、その日に保険加入申込みをしようとする保険加入住宅、住宅所有者の氏名、被保険者の氏名及びその他当社が定める事項について、当社が定める方法により通知するものとする。ただし、当社が定める保険証券記載の通知日を含む月の翌月以降に現場検査を行う場合にあっては当該通知日までに通知するものとする。

### (保険料)

- 第 4 条 保険契約者は、前条第 1 項に基づき通知する保険加入申込みの効力発生以前 (ただし、保険料の口座振替に関する特約条項が付帯される場合はこの限りでない。) に、当社が設定した保険期間に相当する保険料を当社に払い込まなければならない。
- 2 当社は、普通保険約款第 18 条 (保険契約の変更または解除—保険契約者の申出による場合) の規定のほか、保険契約者が何らかの事由により前項の払込をした後に保険加入申込通知の変更または取下げの申出があり、かつ、当該申出が保険加入明細交付前のときは、当社の定めるところに従い保険契約者に保険料を返金する。
  - 3 当社が保険加入明細を交付した以降は、普通保険約款に従う場合を除き、いかなる場合であっても当社は保険料を返金しない。

(普通保険約款等との関係)

第 5 条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

## 保険契約の継続に関する特約条項 (保証期間延長瑕疵保証責任保険用)

### (保険契約の継続)

- 第1条 意思表示期限（この保険契約の満了する日の属する月の前月10日をいいます。以下この特約条項において同じとします。）までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約が満了する日の契約内容と同一の契約内容（ただし、適用する保険料及び保険期間については除きます。）で新たな保険契約として継続されるものとします。以後毎年同様とします。ただし、当会社への事業者届出等が取り止め等なされた場合は、当該取り止め等の以後この保険契約が満了する日までの間、この保険契約に適用される包括保険契約特約条項（保証期間延長瑕疵保証責任保険用）第3条（保険加入住宅等の通知）の規定による保険加入住宅等の通知を新たに行うことはできません。
- 2 継続契約（前項の規定により継続された保険契約をいいます。以下この特約条項において同じとします。）の保険期間の初日は継続前契約の保険期間が満了する日の翌日とし、保険期間は1年間とします。
  - 3 保険契約者の適用保険料が変更となる場合には、第1項の規定にかかわらず、適用保険料を変更するものとします。
  - 4 第1項の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券を保険契約者に交付します。

### (継続契約に適用される規定、料率等)

- 第2条 この保険契約に適用した普通保険約款、特約条項、保険契約引受に関する規定または保険料等（以下「規定、料率等」といいます。）が改定された場合には、当会社は、規定、料率等が改定された日以後第1条（保険契約の継続）の規定によって保険期間が開始する継続契約の規定、料率等を変更します。

### (継続契約に適用される特約条項)

- 第3条 この保険契約が、第1条（保険契約の継続）第1項の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約条項が適用されるものとします。

### (継続契約の告知義務)

- 第4条 第1条（保険契約の継続）第1項の規定によりこの保険契約を継続する場合において、この保険契約の保険契約申込書（保険契約の締結のために必要なものとして当会社が定める書類を含みます。以下この特約条項において同じとします。）に記載した、またはこの保険契約の保険証券に記載された普通保険約款に定める告知事項に対する告知内容に変更があったときは、当会社からの求めに応じ、保険契約者は、そのことを意思表示期限までに当会社に告げなければなりません。
- 2 保険契約者が前項の告知を行わなかった場合には、当会社は、保険契約者がこの保険契約の告知と同一内容を継続契約について改めて告知したものとみなしてこの特約条項に基づき保険契約を継続します。
  - 3 前項の規定による告知については、継続契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約条項における告知義務に関する規定を適用します。

### (普通保険約款等との関係)

- 第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに付帯されるその他の特約条項の規定を準用します。

## 共同住宅等に関する特約条項 (保証期間延長瑕疵保証責任保険用)

(用語の定義)

第 1 条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 住棟

共同住宅等において、複数の住戸から構成される保険付保住宅の一単位をいいます。

(費用限度額の適用単位)

第 2 条 普通保険約款第 4 条（保険金の支払方法および支払限度額）第 2 項の保険証券記載の限度額は、普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 項第 2 号の費用については住棟内の各住戸を合算した当該住棟における総支払額について適用し、同項第 3 号の費用については 1 住戸ごとに適用するものとします。

(保険金請求の手続き)

第 3 条 この特約条項が付帯される保険契約においては、普通保険約款第 12 条（保険金請求の手続き）に規定する請求手続きは、原則として住棟ごとに取りまとめて行うものとします。ただし、普通保険約款第 1 条第 2 項の規定に基づく住宅所有者からの請求により保険金を支払う場合には、各住宅所有者からの保険金請求を行うことができるものとします。

(非居住用部分を有する住宅の取扱い)

第 4 条 保険付保住宅の一部に非居住用部分がある場合には、普通保険約款第 5 条（保険金を支払わない場合）の規定のほか、次に掲げる事由による損害について保険金を支払いません。

(1) 非居住用部分の内装工事または当該工事部分の瑕疵

(2) 非居住用部分の造作または機械設備、什器備品、その他の動産の設置、利用または撤去に起因して生じた事故

(3) 保険付保住宅の全部または一部について、用途の変更を行った後に、当会社に通知された事故または損害。ただし、当社が当該用途変更について、事前に書面により承認している場合を除きます。

2 保険付保住宅の一部に非居住用部分がある場合には、普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 号括弧書の規定中「基本構造部分の瑕疵に起因する保険付保住宅の基本構造部分以外の部分の滅失またはき損を補修するための直接費用を含みます。」の部分は、非居住用部分である専用部分の補修に要する費用については適用しません。

(普通保険約款等との関係)

第 5 条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約条項の規定を適用します。